

武雄市ヤングケアラー支援マニュアル 第3版(概要版) 20260619

発行：武雄市こども家庭センター（こども家庭課内 TEL 0954-23-9129）

1. ヤングケアラー定義と武雄市の基本方針

ヤングケアラーとは： 家族に障がいや病気、精神的な課題、幼いきょうだいがいる等の理由により、本来大人が担うような家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを日常的に過度に行っているこども、若者を指します。

武雄市の独自方針(年齢定義の拡大)：一般にヤングケアラーは18歳未満とされますが、ケアの役割は18歳以降も継続・深刻化する傾向にあります。そのため本市では、**18歳からおおむね30歳までの若者(若者ケアラー)**も含めて切れ目のない支援対象とし、30歳以降も状況に応じて柔軟に多機関へ引き継ぎます。

お手伝いとの違い（判断の目安）

単なる日常的な“お手伝い”を超えて、以下の状態にあるか客観的に判断します

- ①親・保護者の適切な見守りや管理下にあるか
- ②学校生活、宿題、友人との交流などの時間を圧迫していないか
- ③こども自身の「やりたくない」という選択肢が保障されているか

※慢性化・固定化し、こどもの権利が侵害されている場合に支援が必要です。

2. 武雄市における実態調査のポイント（令和5年度実施）

市内小中高校生および教職員を対象とした調査により、本市独自の課題が浮き彫りになりました。

区 分	世話をしている家族の有無	調査から見えた特徴・傾向と課題
小学生（5・6年）	13.2%（国：6.5%）	国の調査結果より高い割合。主に「幼いきょうだいの見守り」や「家事」を担うケースが多く、様々な生活上の困りごとを抱えている傾向が顕著。
中学校（1～3年）	5.8%（国：5.7%）	国と同水準。「保健室で過ごす」「学校で一人で過ごす」「友人と遊ぶ時間が少ない」等の割合が高く、学校の生活の中で孤立気味な傾向が読み取れる。
教職員への調査	21.2%（該当者あり）	約2割の教職員が「ヤングケアラーの疑いがある児童生徒がいる」と回答。気づいた契機の61.8%が「本人からの話」であり、周囲からの能動的な発見が難しい実態。

3. 早期発見のための「気づきの視点」

家庭内のデリケートな問題であるため、本人が自覚していない、あるいは隠そうとするケースがあります。日ごろの業務やかかわりの中で、以下の「サイン」を意識することが重要です。※★印はヤングケアラーである可能性が特に高い特徴です。

場面・分野	気づきの具体的なサイン（例）
日中活動 （学校・保育園等）	★ 家庭の事情による遅刻・早退・不登校・休みがちである □宿題や持ち物の忘れ物が多い、学力の低下がみられる □保護者と連絡が取れない、書類等の提出遅れ・未提出が慢性化している □希望しているのに部活動に参加できない、修学旅行などの行事を欠席する
健康面・生活面	★ 必要な病院に通院・受診できていない、服薬が適切でない □身だしなみが整っていない（衣服の汚れ、季節に合わない服装など） □給食時に過食傾向にある（何度もおかわりする）、また極端に食欲がない □表情が乏しい、保健室で過ごすことが多い、生活リズムが乱れている
地域・その他	★ こども（若者）が家族の介助・付き添い（買い物・病院等）をしている姿を見る ★ 日常的に幼いきょうだいの送迎をこどもが担っている ★ 生活費のため過度なアルバイトや労働をしている（家庭事情による）

支援における重要な留意事項

- ・ **本人、家族への配慮：**一方的な決めつけは避け、本人の想いや意思を第一に考えます。家族を悪く言われたくない、責められたくないという心情に寄り添い、家族全体を支援する視点が不可欠です。
- ・ **厳密な判断に捉われない：**将来的な負担や孤立、権利侵害の可能性があれば見過ごさずに話を聴き、窓口へ情報提供を行います。

4. 気づきから支援・終結までのフロー

ヤングケアラーを発見、または相談を受理した場合は、以下の組織的プロセスに基づき迅速に対応します。

①相談窓口への報告	各担当部署や学校等は、ヤングケアラーの疑いがあるケースを把握した場合、速やかに年齢に応じた「相談窓口」へ情報提供を行います。
②アセスメントと多機関連携の判断	相談窓口は、アセスメントシートを用いて「ケアの状況、本人の意向、学校・健康状態」等の情報を整理します。課題が複合的な場合は「多機関連携」による支援への移行します
③ケース会議 サービス導入	関係機関を招集し、ケース会議を開催します。支援のゴールを設定し、各機関の役割分担を明確にします。本人の同意が得られない場合等家族が介入を拒む場合は、無理なサービスは導入せず、「継続的な見守り」を目標とします。
④モニタリングと終結	支援開始後は、月1回程度の定期的なモニタリングを行います。 ケアラー要因が完全に解消されたと判断した場合に「終結」となりますが、関係性を断ち切らないよう配慮を行います。

5. 武雄市のヤングケアラー相談窓口

武雄市では、ライフステージに応じた円滑な引き継ぎを行うため、年齢別の窓口を明確にしています。

相談窓口名	対象年齢	担当課	連絡先（直通電話）
こども家庭センター （子育て相談係）	18歳未満	こども家庭課	0954-23-9129
福祉課まると相談係 （福祉総務係）	18歳～概ね30歳未満	福祉課	0954-23-9235

※年齢の判断が難しい場合：まずは「福祉課まると相談係」で一括して相談を受け止め、詳細確認後に適切な部署が主担当となります。

6. 状況に応じた具体的な支援・活用サービス

ケアラーへの直接的支援のほか、「ケア対象者（家族）への適切な介護、福祉サービスの導入」により、結果としてこどものケア負担を軽減するアプローチが基本となります。

支援の目的	具体的な支援内容・活用サービス例	武雄市の担当課・機関
家事を行っている	・子育て世帯訪問支援事業（家庭への訪問等）	こども家庭課
幼いきょうだいの世話をしている	・保育の緊急利用、放課後児童クラブの利用調整 ・ファミリーサポート事業の活用	こども未来課 子育て総合支援センター
高齢者の介護・見守り	・介護保険サービスの導入（ホームヘルパー等） ・高齢者福祉サービス活用（配食サービス等）	健康課たっしゅか係 地域包括支援センター
障がいのある家族の世話	・障害福祉サービスの支給決定 ・訪問看護の導入調整	福祉課障がい福祉係 武雄市相談支援センター
経済的困窮 その他の複合課題	・生活保護の支給申請、相談対応 ・生活困窮者自立支援事業 ・つなぎ生活費貸付金等や成年後見制度の利用相談	福祉課保護係 武雄市生活自立支援センター 武雄市社会福祉協議会

7. 武雄市ヤングケアラー支援チームの取組

本市では、教育・医療・福祉・介護・地域などの関係機関が顔の見える関係を構築する「武雄市ヤングケアラー支援チーム」を組織しています。重点目標の設定や事例検討を行う「代表者会議」や「個別のケース会議」、広く支援の裾野を広げる「支援者研修会」、「ヤングケアラーサポーター養成講座」を行っています。